

令和7年第2回（7月）佐々町議会定例会 会議録（3日目）

1. 招集年月日 令和7年7月29日（火曜日） 午前10時00分
2. 場 所 佐々町役場 3階 議場
3. 開 議 令和7年7月31日（木曜日） 午前10時00分

4. 出席議員（10名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	須藤敏規君	2	棚橋優汰君	3	黒田龍之介君
4	井上智恵美君	5	中川由美恵君	6	山之内英樹君
7	横田博茂君	8	永田勝美君	9	長谷川忠君
10	川副剛君				

5. 欠席議員（なし）

6. 法第121条による説明のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	濱野 互君	教 育 長	富野 毅君	総務理事兼 庁舎建設室長	大平弘明君
総務課長	落合健治君	税財政課長	藤永大治君	住民福祉課長	松本典子君
保険環境課長	宮原良之君	多世代包括支援 センター長	松尾直美君	企画商工課長	中道隆介君
建設課長	山村輝明君	農林水産課長	金子 剛君	水道課長	安達伸男君
会計管理者	藤永尊生君	教育次長	井手守道君	農業委員会事務局長	作永善則君

7. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
議会事務局長	荒木洋介君	議会事務局書記	山下 慶君

8. 本日の会議に付した案件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 議案第40号 令和7年度 佐々町一般会計補正予算（第1号）
 - 日程第3 議案第42号 令和7年度 佐々町公共下水道事業会計補正予算（第1号）
 - 日程第4 議案第43号 固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件
 - 日程第5 議案第44号 佐々町副町長の選任について同意を求める件
 - 日程第6 閉会中の委員会継続調査
- 閉会

9. 審議の経過

（10時00分 開議）

— 開議 —

議 長（川副 剛 君）

皆さん、おはようございます。

本日は、令和7年7月第2回佐々町議会定例会の本会議の3日目です。

本日の出席議員は全員出席です。

これから本日の会議を開きます。

— 日程第1 会議録署名議員の指名 —

議 長（川副 剛 君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則の規定により、7番、横田博茂君、8番、永田勝美君を指名します。

これから議案の上程を行います。質疑、討論、採決の順で進めていきます。

— 日程第2 議案第40号 令和7年度 佐々町一般会計補正予算（第1号） —

議 長（川副 剛 君）

日程第2、議案第40号 令和7年度佐々町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（濱野 互 君）

おはようございます。

（議案第40号 朗読）

税財政課長をもって説明をさせます。

議 長（川副 剛 君）

税財政課長。

税財政課長（藤永 大治 君）

それでは、2ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正。

歳入。14款国庫支出金、補正額6,625万7,000円、計12億4,277万3,000円、2項国庫補助金、補正額6,625万7,000円、計2億4,356万7,000円。

15款県支出金、補正額663万2,000円、計7億663万1,000円、2項県補助金、補正額653万2,000円、計2億4,854万7,000円、3項委託金、補正額10万円、計5,086万3,000円。

18款繰入金、補正額6,898万3,000円、計8億447万円、1項基金繰入金、補正額、計とも同額です。

20款諸収入、補正額842万6,000円、計2億201万4,000円、4項雑入、補正額842万6,000円、計1億3,443万1,000円。

21款町債、補正額8,770万円、計3億6,970万円、1項町債、補正額、計とも同額です。

歳入合計、補正額2億3,799万8,000円、計77億99万8,000円。

3ページをお願いします。

歳出。1款議会費、補正額122万円、計8,858万9,000円、1項議会費、補正額、計とも同額です。

2款総務費、補正額3,542万8,000円、計12億6,986万3,000円、1項総務管理費、補正額3,542万8,000円、計10億3,490万円、3項戸籍住民基本台帳費、補正額ゼロ、計7,676万3,000円。

3款民生費、補正額355万5,000円、計25億6,120万9,000円、1項社会福祉費、補正額340万5,000円、計11億6,353万2,000円、2項児童福祉費、補正額15万円、計13億9,747万7,000円。

4款衛生費、補正額360万2,000円、計8億1,144万6,000円、1項保健衛生費、補正額360万2,000円、計5億1,696万3,000円。

6款農林水産業費、補正額1,247万2,000円、計2億1,264万8,000円、1項農業費、補正額1,247万2,000円、計2億517万1,000円。

7款商工費、補正額175万円、計9,001万9,000円、1項商工費、補正額、計とも同額です。

8款土木費、補正額1億6,083万円、計9億6,995万7,000円、2項道路橋梁費、補正額8,420万円、計2億6,948万4,000円、3項河川費、補正額1,760万円、計4,911万3,000円、5項都市計画費、補正額5,563万円、計4億7,075万8,000円、6項住宅費、補正額340万円、計8,798万6,000円。

9款消防費、補正額30万円、計2億3,185万4,000円、1項消防費、補正額、計とも同額です。

10款教育費、補正額1,766万円、計8億1,775万3,000円、1項教育総務費、補正額541万円、計1億4,122万9,000円、2項小学校費、補正額710万円、計2億5,232万4,000円、3項中学校費、補正額130万円、計1億4,385万5,000円。

4ページをお願いいたします。

5項社会教育費、補正額385万円、計1億3,112万7,000円。

11款災害復旧費、補正額118万1,000円、計1,293万円、1項農林水産施設災害復旧費、補正額118万1,000円、計272万1,000円。

歳出合計、補正額2億3,799万8,000円、計77億99万8,000円。

5ページをお願いいたします。

第2表継続費補正。

変更。2款総務費1項総務管理費、事業名、庁舎建設事業、補正前総額が27億100万円、年度割で令和4年度9億1,300万円、令和5年度12億7,700万円、令和6年度2億6,600万円、令和7年度2億4,500万円、補正後ですけれども、年割額で令和6年度までは同じですけれども、令和7年度2億2,500万円、令和8年度2,000万円としております。

これにつきましては、庁舎建設事業につきましては、残りの工事が旧庁舎の解体工事、それから駐車場整備工事が残されておりますけれども、これについては令和8年度中までかかるということになりますので、一部予算の組替えを行いまして年割額の補正を行っております。

それから、6ページをお願いいたします。

第3表地方債補正。

追加。起債の目的、(防災対策事業債) 防災行政無線サーバ更新事業、限度額900万円、起債の方法、普通貸借又は証券発行。利率、年4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)。償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協議する。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えす

ることができる。

これにつきましては、防災行政無線のサーバ更新、本庁舎内にあるサーバですけれども、その更新業務委託料に充当をするものでございます。起債の充当率は90%、交付税措置が50%となっております。

続いて、起債の目的、（一般補助施設整備等事業債）農業水利施設ストックマネジメント事業、限度額100万円。これについては、大新田地区の農業用施設の長寿命化対策工事の設計業務委託料に充当するものでございまして、補助裏の起債となっております。充当率は90%、交付税が20%となっております。

続いて、起債の目的、（緊急自然災害防止対策事業債）自然災害防止事業（農業水利施設事業）、限度額480万円。これについては、ため池改良維持補修工事に充当を行うものです。充当率は100%、交付税措置が70%となっております。

続いて、（公共施設等適正管理推進事業債）長寿命化事業（道路舗装補修事業）、限度額4,050万円。これにつきましては、町道中央海岸線の舗装補修工事（3工区）に充当を行うものです。充当率は90%、交付税措置が46%となっております。

続きまして、起債の目的、（緊急自然災害防止対策事業債）自然災害防止事業（道路防災事業）、限度額600万円。これにつきましては、町道神田線の猪立地区の用地測量業務委託料に充当を行うものです。充当率は100%、交付税措置70%となっております。

続きまして、起債の目的、（公共施設等適正管理推進事業債）長寿命化事業（道路交通安全施設補修事業）、限度額900万円。これは、町道防護柵補修工事に充当を行うものです。充当率90%、交付税46%となっております。

続きまして、起債の目的、（緊急自然災害防止対策事業債）自然災害防止事業（河川事業）、限度額1,460万円。これについては、高岩川支流の護岸整備工事の測量設計業務委託料と順手川の護岸整備工事に充当を行うものです。充当率100%、交付税70%となっております。

続きまして、起債の目的、（公共事業等債）公園施設長寿命化対策事業、限度額780万円。これについては、千本公園のトイレ解体・新築工事の設計業務委託料、それから、千本公園駐車場整備工事に充当を行うもので、補助裏の起債となっております。充当率は90%、交付税措置が22.2%となっております。

続きまして、起債の目的、（公共施設等適正管理推進事業債）長寿命化事業（小学校体育館屋根外壁改修事業）、限度額600万円。これにつきましては、佐々小学校と口石小学校の体育館の屋根外壁の改修工事の実施設計の委託料に充当を行うものでございます。充当率90%、交付税46%となっております。

7ページをお願いいたします。

続きまして、起債の目的、（公共施設等適正管理推進事業債）長寿命化事業（中学校B棟屋上防水事業）、限度額110万円。これは、中学校のB棟屋上の防水工事の実施設計業務委託料に充当を行うものです。充当率90%、交付税46%となっております。

続きまして、起債の目的、（公共施設等適正管理推進事業債）長寿命化事業（公民館空調設備改修事業）、限度額290万円。これは、公民館の軽運動室と集会室の空調設備の改修工事に充当を行うものでございます。充当率90%、交付税46%となっております。

続きまして、起債の目的、（災害復旧事業債）7年災農地等災害復旧事業、限度額30万円。これは、農業用施設災害の復旧工事の測量設計業務委託料に充当を行うものでございます。これは単独の起債となりますので、充当率が65%、交付税が47.5%となっております。

下段に移りまして、変更です。

起債の目的、（公共施設等適正管理推進事業債）市町村役場機能緊急保全事業、補正前限度額1億8,990万円。起債の方法、普通貸借又は証券発行。利率、年4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）。

償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協議する。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。補正後限度額1億7,460万円。起債の方法、利率、償還の方法は、補正前に同じでございます。継続費の年割額の補正に伴う減でございます。

それから、8ページ、9ページについての歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては割愛をさせていただきます。

10ページ以降になりますけれども、今回の補正予算につきましては、国の重点支援地方交付金を活用しました、物価高騰対策並びに国の経済対策に基づく定額減税補足給付金の不足額給付の事業費を計上しております。

また、令和7年度当初予算におきましては、町長選挙が行われるため、義務的経費などの経常的経費や事業実施が既に決定されている継続的経費などを中心とした骨格予算として編成しておりましたので、今回は、肉づけ予算のうち、工期的に9月補正予算では間に合わない事業などが主な計上となっております。

さらに、6月の梅雨前線豪雨による農地2件、農業用施設2件の災害復旧に係る事業費や大新田第2排水ポンプ場のポンプ故障に伴う修繕費等の財源として、公共下水道事業会計補助金の追加を計上しております。

それでは、10ページをお願いいたします。

10ページ、1目の総務費国庫補助金の一番上段でございます。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の給付金・定額減税一体支援枠分ということで4,455万1,000円を計上しております。これについては、定額減税の補足給付金の事業費分でございます。

11ページをお願いいたします。

11ページ下段になります。3目の財政調整基金繰入金7,028万3,000円を計上させていただいております。これは、今回の補正予算での財源不足ということで繰入れをさせていただいております。補正後の現在高で10億919万6,000円となっております。

続いて、4目の庁舎整備基金繰入金、減額の470万円でございます。これは、先ほど来からもありますように、継続費の年割額補正に伴う減となっております。補正後の現在高としては472万円となります。

続いて、その下の5目ふるさと応援基金繰入金、340万円を計上させていただいております。これにつきましては、安心安全の向上に関する事業ということで、通学路整備工事、グリーンベルト設置に充当を行うこととしております。補正後の現在高としては、1億413万4,000円が補正後の現在高見込みとなります。

それでは、15ページをお願いいたします。

15ページ下段のほうになりますけれども、14目定額減税補足給付金事業費ということで、補正額が4,455万1,000円となっております。

それから16ページ、続いて、16ページの一番上に、18節のところに定額減税補足給付金の不足額給付ということで4,300万円を計上させていただいております。

それから、ページが少し飛びますけれども、33ページをお願いいたします。

33ページに、定額減税補足給付金の不足額給付につきまして概要を掲載しております。これについては、概要ですけれども、国の経済対策に基づくものでございまして、昨年度、定額減税が実施されておりました、減税しきれないと見込まれる方に対しては調整給付というのを支給しておりますけれども、その支給額に不足が生じた方などに対しまして、今回、定額減税の補足給付金の不足額給付ということで支給をするものでございます。

対象者でございますけれども、①のところには、令和7年度の個人住民税が佐々町で課税対象となる方のうち、実際、昨年度の調整給付のあいだで差額が生じた方が対象となります。

対象となり得る例として下に掲載をしておりますけれども、例えば、子どもの出生など、扶

養親族等が令和6年中に増加された方、又は令和5年の所得に比べて令和6年所得が減少した方などが対象となります。

34ページをお願いいたします。

対象者の不足額給付②ということで掲載をしておりますけれども、令和7年度の個人住民税が佐々町の課税対象者のうち、昨年の定額減税の対象外であった方で、令和5年度から令和6年度にかけて実施した低所得世帯向け給付のそこに該当しなかった方、これが対象ということになります。対象となり得る例ということで、青色専従者でありますとか合計所得が48万円超えの方などが対象ということになります。

スケジュールにつきましては、8月の月上旬に給付対象者の方へ案内を送付いたします。それから、その給付対象者からは、その案内が来た確認書を返送していただくようになります。返送していただいて、8月中旬頃から随時支給を開始していく予定としております。

それから、35ページをお願いいたします。

今回、物価高騰支援ということで一覧にまとめておりますけれども、今回、国が出しております物価高騰支援ということで、地方創生臨時交付金を活用しまして、今回3つの事業を計上しております。

まず1つ目は、タクシー事業者等燃油価格高騰対策支援事業ということで、燃油価格高騰の影響を受けている、社会インフラとして町民生活の維持に不可欠な運送事業者を支援するものでございます。具体的には、町内に事業所又は登録車両があるタクシー事業とか、運転代行、貸切りバス事業を営む中小企業者ということで、合計で33台の見込みを立てております。予算額75万円に対して臨時交付金を全額充当しております。

それから2つ目に、学校給食費の負担軽減事業ということで、今回、小学6年生を無償化するものでございます。これについては、物価高騰による保護者負担を軽減して、中学校の入学準備資金としてもらうための分で、6年生の給食費を無償化するものでございます。これは2学期からのスタートということになっております。予算額としては360万円、臨時交付金を同額充当しております。

それから3つ目に、学校給食費相当額の助成事業ということで、6年生と中学生の無償化分ということで、中学生の無償化分は現在行っておりまして、それとあわせて、今回、小学6年生の給食費無償化ということになりますので、その支援を受けられていない方に、学校給食費の相当額の助成を行って子育て世帯を支援するものでございます。具体的には、食物アレルギーのため、給食の全部の提供を受けられず毎日弁当を持参している児童生徒でありますとか、本町以外の小中学校に在籍している児童生徒およそ40人を予定しております。これにつきましても2学期からのスタートということになります。予算額171万円、同額を臨時交付金を充当しております。

3つ合わせて606万円の事業費ということになりますけれども、下段の四角囲みしておりますけれども、交付限度額としては、874万2,000円が交付限度額として国から示されておりますので、この606万円との差額268万2,000円につきましては、今後検討をするようにしております。

続いて、36ページ、37ページにつきましては、国の資料を添付しております。36ページには、これは国が令和7年度の5月の予備費ということで追加をしております、全国での予算が1,000億円ということになっております。

37ページが推奨事業メニューということで国が示しております。左側が生活者支援ということで、先ほど、本町が検討しているのが②にありますエネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯の支援というところになります。右側は事業者支援ということで、本町では、⑧地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援ということで、エネルギー価格高騰に対する支援ということで今回計上をさせていただいております。

税財政課からは以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（川副 剛 君）

各課長から説明があれば許可します。
総務課長。

総務課長（落合 健治 君）

予算書の12ページをお願いいたします。

12ページの上段、歳入の20款4項1目雑入、デジタル基盤改革支援補助金842万6,000円の増額補正となっております。こちらにつきましては、基幹業務システムの標準化に係る、デジタル基盤改革支援補助金の上限額が増額となりましたので増額補正を行い、未充当となっております部分などに充当しております。充当しますのは、15ページの電子計算費410万8,000円、16ページの戸籍住民基本台帳費190万3,000円、17ページの多世代包括支援事業費241万5,000円となっております。

続きまして、14ページをお願いいたします。

歳出の2款1項1目一般管理費で、会計年度任用職員の人件費を補正しております。こちらは、庁舎の清掃員の人件費を当初予算に計上しておりましたが、庁舎の案内を行う会計年度任用職員が必要となりましたので、清掃員分を皆減し、庁舎案内分の増額補正を行っております。

総務課分については以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（川副 剛 君）

教育次長。

教育次長（井手 守道 君）

それでは、予算書の資料21ページをお願いいたします。

10款教育費2目事務局費、ページの一番下のほうでございます。負担金、補助及び交付金の531万円、小学校6年生給食費無償化事業補助金360万円でございます。予算書の10ページでございます、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用いたしました事業でございます、先ほど税財政課長のほうからも説明があった内容でございます。1食単価240円に125食分、対象者は160人でございます。

次のページをお願いいたします。22ページです。

小中学校給食費相当額助成事業補助金、こちらも先ほど御説明がありました臨時交付金を活用した事業でございます、内容については、小学校6年生については、1食単価240円に、物価高騰対策の補助金48円を加えました1食当たり288円の125食分でございます。中学生については、1食単価290円に、物価高騰対策補助金の58円を合わせた348円に125食を掛けたものでございます。全部で40人程度の補助金でございます。

続きまして、その下の小学校費、佐々小学校管理費、それから口石小学校管理費の委託料のほうで上げさせてもらっております、体育館屋根外壁改修工事実施設計業務委託料でございます。こちらにつきましては、まずは、佐々小学校体育館は前回の改修から30年以上、口石小学校体育館は20年以上経過しております、雨天時の雨漏りはその都度修繕を行ってまいりましたが、根本的な解決ができておりません。13ページでございます公共施設等適正管理推進事業債を活用し、実施設計のほうを行ってまいりたいと思っております。

次のページ、23ページをお願いいたします。

中学校費でございます。委託料130万円ということで、中学校のB棟の屋上工事の実施設計業務委託料でございます。経年の劣化によりまして防水シートのほうが相当劣化が、防水シートが剥がれたり、それから劣化のほうが激しくなっております。こちらも13ページの公共施設等の事業債のほうを活用し、実施設計のほうを行いたいというふうに思っております。

次の公民館費、4目公民館費のほうをお願いします。その下段になります。工事請負費330万円ということで、軽運動室空調設備の改修工事でございます。それから、集会室空調設備改修工事。軽運動室については3基、集会室については2基でございます。

こちらは平成12年度に設置したもので、これが空調設備が故障をしております。25年程度経過をしております。修繕等もできないことから改修を行いたいというふうに思っております。こちらについても、13ページの公共施設等適正管理推進事業債を活用し行いたいというふうに思っております。

教育委員会からは以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（川副 剛 君）

企画商工課長。

企画商工課長（中道 隆介 君）

それでは、戻りまして、予算書の15ページをお願いいたします。

中段の5目広報防災費の委託料、防災行政無線サーバ更新業務でございます。サーバOSのサポート期間が2023年10月で終了しており、現在、ウイルスバスターで対応を行っておりますが、令和8年度以降はウイルス対策ソフトの更新もできず、既に一部のシステムは対応不可となっております。また、導入から9年経過し、機器部品の製造も終了していることから、今回、早急なサーバ更新が必要となっているため計上させていただいております。

続きまして、19ページをお願いいたします。

4目の観光費でございます。こちらの中の工事請負費、まず、佐々駅舎鳥害対策工事でございます。佐々駅の軒下に野鳥が侵入しまして被害を受けているため、防鳥ネットや防鳥剣山等の設置を行うものでございます。

続きまして、佐々駅舎水道メーター改修工事でございます。現在、佐々駅舎では、水道メーターを1つで共有しており、それぞれの水道量を個別に管理するために水道メーターの追加を行うものでございます。

企画商工課は以上でございます。

議長（川副 剛 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（松本 典子 君）

歳出の17ページをお願いいたします。

3款1項3目老人福祉費になります。18節の町老人クラブ支部活動補助金、補正額6万5,000円でございます。こちら、町福祉関係団体等補助金交付要綱に基づく補助金になります。町の老人クラブ連合会の加入支部の活動促進のため、運営費を補助するものでございます。ことしの4月1日に、新たに中央通り支部が町の老人クラブ連合会に加入されましたので、その1支部増に伴う補正になっております。今まで6支部ありましたが、こちら7支部になっております。

それから、その下の町老人クラブ連合会活動促進事業補助金、補正額3,000円でございます。こちら、先ほど申しました町福祉関係団体等補助金交付要綱に基づくものになります。町の老人クラブ連合会の運営費、活動費の補助を行うものになっております。先ほど申しました中央通り支部の加入によりまして、町老人クラブ連合会の加入者の増によるものになっております。当初予算時は271名でしたが、今回294名になっております。23人の増になっております。

それから、老人クラブ連合会の健康づくり・介護予防支援事業の交付申請時の減額によるも

のありましたので、先ほど申しました老人クラブ連合会への補助金と相殺しまして、今回3,000円の補正額となっております。

今申しました2つの老人会の補助金につきましては、その一部が県の補助対象となっておりますので、歳入の10ページをお願いいたします。10ページ、15款2項2目民生費県補助金1節の社会福祉費補助金、長崎県高齢者在宅福祉事業費補助金、こちらのほうに3万円を補正額として計上させていただいております。

続きまして、戻りまして、歳出の17ページをお願いいたします。3款1項3目の老人福祉費です。18節の町内会敬老行事実施事業補助金、補正額86万5,000円になります。こちら、毎年9月から10月にかけて、各町内会で実施される敬老行事に対する補助金となっております。今回は、町内会敬老行事助成事業実施要綱の一部を見直しましたので、それに伴う補正となります。

見直し案としましては、均等割ということで、これまで1町内会につき1万円の助成を、改正では1町内会につき2万円の助成。今回からこのただし書として、「ただし、対象者75歳以上が同一に集まって実施する敬老行事、弁当等の飲食を行う場合」こういった場合に限り支給するというふうに規定をしております。これは、コロナ禍以降、敬老会を行う町内会が半数ほどになっておりますので、地域コミュニティーの活性化を図るために、地域行事の支援を目的として、今回、改正のほうを行うようにしております。

それから、係数割につきましては、対象者75歳以上1人当たり800円の助成を、今回、1人当たり1,100円の助成とするものでございます。近年、物価高騰による町内会の負担軽減を図るものです。

この予算が可決しまして、要綱等を告示したあとに、8月18日に町内会長会が開催されますので、その折に町内会長さんへは説明を行う予定としております。

それから、同じページの3款2項3目の児童福祉施設費です。18節の佐々町保育環境改善等事業補助金、補正額15万円となります。こちら、保育所の性被害防止対策のため、設備・備品の購入等の補助を行うものです。今回、着替え時やおむつ替え時に利用するパーティションの購入に対して補助を行うものになっております。公立保育所を含めた町内4園の調査をしたところ、2園から要望がありましたので、今回、1園当たり補助基準額の7万5,000円の補助を行うものになっております。

この保育所の性被害防止につきましては、こども家庭庁において、保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業実施要綱が定められておりまして、令和7年度は国の間接補助対象となっております。

歳入の10ページを御覧ください。

15款2項2目民生費県補助金、2節児童福祉費補助金、保育対策総合支援事業補助金、こちら、3分の2が県補助対象となっておりますので、補正額10万円となっております。また、この予算計上とあわせまして、町の要綱制定を進めてまいりたいと考えております。

以上、住民福祉課からの説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

議長（川副 剛 君）

多世代包括支援センター長。

多世代包括支援センター長（松尾 直美 君）

それでは、予算書17ページをお願いいたします。

3款1項5目多世代包括支援事業費、12節委託料、地域福祉支援システム標準化対応業務委託料241万5,000円の増額補正につきましては、総合行政システムの標準化に伴いまして、支援をしております方の経過を記録し、台帳管理をしております地域福祉支援システムの連携に係る改修を行うものであります。先ほど総務課長が説明しました、デジタル基盤改革支援補助金

10分の10を活用して行いたいと考えております。

多世代包括支援センターから主なものは以上となります。よろしく願いいたします。

議長（川副 剛 君）

保険環境課長。

保険環境課長（宮原 良之 君）

それでは、18ページをお願いいたします。

4款1項3目環境衛生費、18節の地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金です。昨年度から実施する太陽光パネル蓄電池設備に対する補助金になっております。10分の10補助です。歳入予算のほうでは、10ページのほうに県補助金として同額を予算計上しております。

今回、県の追加補助決定により増額補正予算を計上させていただいたものになります。今年度当初予算で799万円の予算を計上し、5月12日から受付を開始いたしまして、5月15日時点で個人7件、事業者1件、合計8件の申請があり、合計759万2,000円の交付決定を行っております。現状、予算残が39万8,000円となっております、6月に入りまして、県が行いました県下の執行状況で執行残が生じるということで、本町のほうでは、現状の予算以上にまだ申請が見込まれるということで、追加の補助要望を行い、追加の決定内示を受けたものとなっております。残予算の39万8,000円と合わせまして、4件程度の予算を確保することとしたものです。保険環境課分については以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（川副 剛 君）

農林水産課長。

農林水産課長（金子 剛 君）

予算書の18ページをお願いいたします。

6款1項9目農地費、12節の委託料になります。説明の県営ため池整備事業計画更新支援業務委託料でございますが、この委託につきましては、令和8年度から県営事業で整備を行うようにしている、丸尾ため池と平田第一ため池の補助採択申請に使用する計画書の最新版への更新業務委託となります。

続きまして、下段の大新田地区農業用施設長寿命化対策工事設計業務委託料でございます。この委託につきましては、大新田地区にございます赤崎樋門、それから四ツ井樋門が塩害により劣化が著しく、早期の長寿命化対策が必要なため、実施設計委託を行うものでございます。

それから、14節の工事請負費でございますが、ため池改良維持補修工事、この件につきましては、防災重点農業用ため池の一つであります五島田第一ため池で、ため池の堤体から相当量の漏水が確認されていますので、堤体の補修工事を行うものでございます。

農林水産課からは以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（川副 剛 君）

建設課長。

建設課長（山村 輝明 君）

建設課分を説明させていただきます。

ページ19ページの下段のほうをお願いいたします。

2目道路新設改良費、14節工事請負費、町道改良維持補修工事7,820万円を増額補正させておりますけども、中央海岸線舗装補修工事（3工区）ほか6件を計上させていただいております。

中央海岸線舗装補修工事につきましては、令和5年度から令和10年度までの6年間の計画で、現在、佐々中学校体育館前国道204号交差点からドコモショップ付近まで舗装補修を行っておりますけれども、ことしが3年目となります。

続きまして、20ページの下段のほうをお願いいたします。

2目公園管理費、12節委託料2,050万円ですけれども、公園施設長寿命化（千本公園整備）トイレ解体工事設計業務委託料、千本公園整備のトイレ新築工事設計業務委託料、それと、都市公園施設長寿命化計画策定支援業務委託料を計上させていただいております。

公園施設長寿命化（千本公園整備）トイレ解体工事設計業務委託、同じくトイレ新築工事設計業務委託は、現在、千本公園内に3か所のトイレがありますけれども、町道里千本公園線からグラウンド入り口に向かって左側に1棟新築することで、公園内トイレを集約する計画を令和7年、8年の2か年で計画しております。その3か所のトイレの解体工事と1棟のトイレ新築工事の設計業務に係る費用を今回計上させていただいております。

都市公園施設長寿命化計画策定支援業務委託は、都市公園の施設の老朽化が進んでいる中で、住民がより安心して利用でき、触れ合える公園として維持管理していくために、平成28年度に策定しました都市公園施設長寿命化計画の計画更新を行うものでございます。

それと、下の14節工事請負費、公園施設整備工事1,350万円ですけれども、千本公園の駐車場整備工事を追加補正させていただいております。公園施設長寿命化計画に基づき、駐車場の舗装の打替え及び区画線、車止め等の駐車場整備を行います。

なお、先ほど申しました公園駐車場のトイレ解体やトイレ新築工事の業務範囲内については、この打替えの事業対象外としております。これらの工事等に伴う国庫補助金を10ページ中段に、起債事業につきましては12ページ下段、13ページ上段に計上させていただいております。

建設課の説明は以上です。どうぞよろしくをお願いいたします。

議 長（川副 剛 君）

説明が終わりました。

これから質疑をお受けいたします。

質疑のあられる方。

8番。

8 番（永田 勝美 君）

私のほうから幾つか質問したいと思います。

まず、2ページの今回の歳入の補正分の歳入の構成についてなんですけれども、国庫補助金と繰入金はあるんですが、町債が全体の3割以上を占めるという状況になっているんですけども、こちら辺の町債を収入として選択したというその根拠といいますか、各論的にいろいろあるんだと思うんですけども、各項目ごとにいろいろあると思うんですが、全体の限度額や町債ばかりに頼っていいのだろうかという素朴な疑問なんですけれども、この辺りについてどういうふうに判断されてきているのかということを知りたい。

それから2点目は、ちょっと順不同なんですけれども、ページが21ページの住宅管理費、土木費の中の住宅管理費の町営住宅の整備改修工事について、この概要について説明をいただきたい。

それから、あと、22ページです。22ページの教育費の中で、小学校の体育館の屋根外壁改修工事について、これは必要性については分かるんですけども、ここで伺いたいのは、これは全て地方債ということになっていて、これについては、委員会のやり取りを見ますと、補助金、補助金というか、制度的に地方債を発行してやると、実際上は、そもそも老朽化していて、そういう中で屋根替えを地方債でやると、要するに長寿命化対策ということになって、20年間は

基本的には建替えはしないということになるのだろうか。長寿命化、20年間使うということので今回の工事をしたという立てつけになっているようなんですけども、このことは、今の現状からすると、体育館の空調設備の改修だとか様々な問題からして、建替えなければ対応できないという改善計画と考えると、果たしてこの地方債という選択でやるのが適切なんだろうか。

もう一つは、これを選ばれたということは、改めて確認なんですけども、20年間建て替えないというふうに御判断されているのかということについて伺いたい。

それから、23ページです。中学校の屋上のB棟屋上防水工事实施設設計業務委託料、実施設計で130万円ということですが、全体像としてはどの程度の費用になるのかということで、概算で結構ですのでおっしゃっていただきたい。

それから、すみません、ちょっと待ってくださいね。失礼しました。以上です。

議 長（川副 剛 君）

4点。

税財政課長。

税財政課長（藤永 大治 君）

まず、1点目の分でございます。歳入の2ページで、歳入の構成として町債を選択した判断というところでございますけれども、今回、合計として町債が8,770万円を計上させていただいております。これにつきましては、いずれも交付税措置がある起債を選択をさせていただいております。事業を進めるに当たりましては、まずは国県補助がないかどうか。それから、有利な起債がないかどうか。それがなければもう自主財源でやっていくしかないのですけれども、今回はこの有利な起債が、財政措置があると、先ほど、第3表地方債補正のところで交付税措置を申しましたけれども、そういう交付税措置がある有利な起債を活用した結果、今回の補正は8,770万円になったというものでございます。ですので、どうしても事業をしていく中では、自主財源に乏しいという本町のがありますので、本町は自主財源が乏しいというのはもう分かっておりますので、やはりこの国県補助金を活用する、それから、財政措置のある起債を活用していくというのが基本になろうかと思えます。

以上です。

議 長（川副 剛 君）

建設課長。

建設課長（山村 輝明 君）

2点目の御質問の21ページの土木費の住宅管理費の14節工事請負費の町営住宅整備改修工事の300万円の追加分ですけれども、里山団地におきまして、現在、道路維持補修班で定期的に除草を行っているんですけども、道路維持補修班の維持管理の効率化を図るために、防草対策工事を計上させていただいております。

以上です。

議 長（川副 剛 君）

教育次長。

教育次長（井手 守道 君）

小学校体育館の屋根外壁改修工事の件についてでございます。こちらについては、議員がお

町 長（濱野 互 君）

詳しい内容については、また税財政課並びに教育委員会のほうから答弁してもらいますけども、私も町長になって借金はいしたくはありません。ただし、住民福祉の向上と教育施設についてはやはりやっていかないと、教育環境の整備についてはやらないといけないという判断の下に、今回、借金をするような形に起債を借りるという手段を取ったわけです。

9月に決算がありますけども、それまでのつなぎとしましては、緊急を要するものに対して起債をお願いすると。有利なものをお借りするという形。先ほども言いましたように、補助金がまずあれば補助金の事業を行う。次に、起債の有利なものを借りて実施する。もう停滞してはいけないものだというので、今回、起債を借りたいという状況でございます。

それと、学校の体育館については、もう既に雨漏りが発生しているのにそのままにしておくかということがありましたので、まずは修理をして、15年とか20年とかっていう縛りがあるのかってことについては、その縛りがない補修の仕方をお考えをしまして、とりあえず雨漏りを止めて外壁もきれいにしているという形をして、今、次長が申しました学校施設の建替えについては、今は立ててあるんですけども、もう既に建替え時期に入っている。それが過ぎているもので見直しをしたいという、その意見でございますので、今後は全体的に見直しをそこはやらないといけないという状況でございます。御理解のほどお願い申し上げます。

税財政課長からお願いします。

議 長（川副 剛 君）

税財政課長。

税財政課長（藤永 大治 君）

返済の見通しとか起債の制限に関するところでございますけれども、まず、交付税のところでございます。交付税措置で先ほど私が50%とか70%措置とか申しましたけれども、これについては、この起債を借りた後の元利償還金に対して70%とか50%、これが普通交付税で措置をされると。ですので、簡単にいえば、国の補助金といいますか、交付税で措置されるというものでございます。ですので、そういう有利な、この事業をしなければいけないに当たって活用できる起債はないかという考えでございます。有利な起債があるから、あれもしようこれもしようっていうものではありません。必要な事業に対して財源を見つけるというものでございます。

それから、起債の制限でございますけれども、起債が制限されるというところでは、実質公債費比率でありますとか将来負担比率というものが2種類ございます。これも、ここも見ているながらの起債の借金をしていくということになるかと思っておりますけれども、ここについては、中期財政見通しというのを毎年度、年度末に作成をしておりますけれども、そこも見通しを立てて起債の有利な起債を選んでいく、若しくは、事業が集中するようであれば、繰延べできる事業があれば後年度に繰り延べていただくというようなことも今後必要になってくるのではないかと思います。

以上でございます。

議 長（川副 剛 君）

教育次長。

教育次長（井手 守道 君）

20年の縛りというところでございます。起債を借りるに当たっては、起債の長寿命化、建物の長寿命化という分での起債でございます。ここで20年程度、長寿命化をするというような形になってまいります。

ただし、通常でいけば20年間は除却、建替えができないというような形になりますが、町の計画のほうを整っていけば、その途中でも繰上償還をして建替えができるということになりますので、そういった形で考えているところでございます。

以上でございます。

議長（川副 剛 君）

8番。

8番（永田 勝美 君）

おおむね分かりました。体育館の問題について改めて確認ですが、要するに、今回の屋根替えについては、費用的には予算額で700万円程度ということなので、仮に建替えが進むとなれば、建替えが計画が早まると、20年以内にやるということになれば、その時点で残りは繰上償還をしますということですね。分かりました。

以上です。結構です。

議長（川副 剛 君）

1番。

1番（須藤 敏規 君）

やり取りを聞いておまして、私も非常に気になっていたんですけど、委員会の会議録を読んでいまして、やはり十分な審議がなされていないなと思ってお尋ねしておるわけですけども、それならば、それぞれの学校の雨漏りをして、いつどのような工事をなさったかっていうのをちょっとお尋ねしておきます。

それから、学校教育関係でしたら、文部科学省関係の負担金とか交付金があったんじゃないかと私は思うとったものですから、ちょっとそこら辺の検討はなされたのかどうか。どがん補助金やったのかな。公立学校施設整備費負担金と学校施設環境改善交付金っていうのが、2分の1補助っていうのがあったんですけども、これは個別計画などをつけて出さなくちゃいかんっていうのもありますけども、もうポツと出されても新しい議員さんたちは分からささんと思うんですよ。当初予算と同じように。そこら辺の文部科学省の補助金の検討はなされたのかと、それから、雨漏りのいつの年度でどのようなことをされてきたのか。現状の外壁が悪いとか、屋根は見たことないんですけどね、悪いことは分かるんですけども、優先度について、教育長の管轄ですから、私は給食センターが一番って思うとったものですから、それをやめてこれを持ってきたっていうのと、そしたらほかにもいろいろ施設があるわけですね、学校とか。そこら辺の順位はどのように決めてこれを上げてこられたのかを、とりあえずそれは3件お尋ねします。

それから、先ほどから、何ページかな、道路新設改良費、中央海岸線ほか6件というお話があったんですけども、1本だけは起債関係でお尋ねしたんですが、ほか5件ですね、緊急度を選んで、ほかの5件をちょっとお知らせください。どの道路があるのかですね。

それから、あとは起債については、これはもう、もともと財源がないわけですから、基金とか起債を借りるのは分かるんですけど、要はプロセスですね、ここまで来る。それぞれの課が検討して、今回、何ですか、当初は骨格ということですけど、骨格も結構七十何億円組んどうるものですから、7月に私は出てこないと思うとったものですから、そこら辺が出てきたっていうことは緊急性があるからということで上げてこられたのかと思うんですけど、理解しようとは思いますが、それぞれ上げてこられた優先度をお知らせしていただきたいと思えます。

それから、先ほど同僚議員が言った中学校B棟とかそれぞれ理解はするんですけども、なぜここを今に、町長さんが教育環境とかおっしゃるから特に選んでこられたのかっていうのは分かるんですけども、優先度でこれを持ってきた理由をちょっと教育長にお尋ねしておきます。
1 問目はそれだけです。

議 長（川副 剛 君）

教育次長。

教育次長（井手 守道 君）

学校体育館の雨漏りに対する現状の修繕状況でございますが、年に1回から2回程度、修繕のほうを行ってきたところでございます。すみません、詳細につきましてはちょっと記憶しておりませんので、後ほどちょっと回答をさせていただけたらと思います。

それから、国の補助金についてでございますけれど、こちらについては、30年をもたせるとい縛りがございます。そうしますと、今想定しています以上の強固な長寿命化の工事をしないといけないというふうになりますので、起債のほうを選択させていただいたということでございます。

以上でございます。

議 長（川副 剛 君）

教育長。

教 育 長（富野 毅 君）

小学校体育館の雨漏りについての優先度ということでお答えをさせていただきますが、中学校の屋上の分についても雨漏りっていうことではございます。優先度ってということについて、委員会のほうでは十分審議はできなかったところでございますので、私自身の私見ということで今の現状をお話しさせていただきたいんですが、体育館空調設備というのも大きな課題でございます。先ほど永田議員がおっしゃったとおりでございます。

様々な課題が学校施設に関しては、日々、施設上の課題というのが浮き上がっております。また、教育施設に関しましては、先ほど須藤議員おっしゃったように、給食センターの建設も含めて非常に大きな事業というのが控えているところです。

ただし、雨漏りに関しては、年間を通して必ず起こり得ることでございます。1年間で雨が降ったときに学校の体育の授業ができなくなるというような状況ってというのは、いち早く対応はしなければならないのかなっていうことを含めて、まず、できる範囲で修繕等をさせていただいて、建替え、それから教育施設全体の構想につきましては、しっかりと委員会等で審議をさせていただいて、優先順位を明確に立てさせていただければというふうに思っております。

以上です。

議 長（川副 剛 君）

建設課長。

建設課長（山村 輝明 君）

御質問の19ページの下段のほうの道路新設改良費の工事請負費の7,820万円の中央海岸線補修工事ほか5件なんですけれども、1つ目が、通学路安全推進会議や点検等で要望が、課題となりました交通安全施設の整備工事が一つと、それと別に、一般質問でありましたけれども、通学路整備工事でグリーンベルトの工事を予定しております。それと、町内各所でポットホー

ル等がありますけれども、その分の緊急的な舗装補修が一つと、側溝が部分的に蓋が割れたり傷んだところがありますので、その分の箇所未特定ですけれども、側溝の補修工事が一つ。それと、路肩伐採計画、町道に山間部とか上のほうに木が生えてきて交通等に支障が出ているところがありますけれども、そういうようなところを路肩伐採計画を立てて、今、ずっと山間部の伐採をずっと行っていつているんですけども、その分の工事が一つと、最後にもう一つが、令和6年10月に防護柵の緊急点検をさせていただきましたけれども、その点検結果に基づく防護柵の補修工事を予定しております、以上5件をほか5件として計上させていただいております。

以上です。

議長（川副 剛 君）

1 番。

1 番（須藤 敏規 君）

今、建設課長が言われた、それほどこの分があるのかなと思ってですね。これだけ予算を取っておけばできるだろうじゃ困るわけですたいね。悪いからここをするって、どこの町内会のどの分とか。当初予算でしたら、それぞれ図面も付けて、みんな示して、ここをこういう理由でしなくちゃいけませんよって説明したでしょう。同じようにしてもらわんとみんな何も分からんで、予算だけ取って好き勝手にされたら困るわけですたいね。それを言いよるとですよ。資料はできているんですか。あればあとで配付してください。どこの箇所をするんですよとか、7,820万円、中央海岸線ほか幾らか示してやらんば、新しい議員さんがおらすとやけん。

それから、建替えの小中学校の改修、要は二重手間にならんごとしてほしいわけですたいね。雨漏りするのは分かるですけど、そんなの前からそれはしておかんばっちゃなかですかね。こういう機会にポツと持ってこられて。施設の計画って今までしとかんばやった問題やないかなと思うとですたいね。そしたら、年度ごとに個別計画で何年度にはこれをしますって言うときば、前倒しもできたし、あとに送ってもいいわけですよ。みんな私たち知らんすもん、学校施設の整備計画なんて見たこともない。あとは、ほら、いろんな建設課の何ですか、河川計画とかそれぞれ見て分かりはするんですけど、学校の分だけないわけですたい。前の教育長さんにも言いよったけど、すっぺらこっぺらで駄目だったけんね。井手次長は知っとるはずですよ。それは、繰上償還するときはすると、そういうとが一番困る。二重手間になることをですたい、予算付けたら。実施設計したらもう来年でも確定して工事をするように、誰が保証できるんですか、予算ば。「議員さん、お願いします。」って言われても、そういう予算は認められんすよ、私は。ちゃんと示して出してもらわんと。

さっき永田議員がおっしゃった、やはり空調設備がこの暖かい中ではやっぱり考えてほしい、私は。避難所にもなるってもおっしゃっておるから、そういうのをやっぱり計画して9月でもいいんじゃないですか、間に合えば。そして、交付金とか負担金の文部科学省の補助金のことも検討したかどうかとも言わっさんやった。起債事業で何年何年っていうとばっかりで。検討したんですかって言いよるとさ。答えてください。検討したんですか、その文部科学省の補助金について。比較して、補助があればその残りを起債を借りるならいいですよ。全体ば起債事業でして、交付税があとでもらえますからでは、ちょっとおかしいと私は思いますね。お答えください。

議長（川副 剛 君）

教育長。

教 育 長（富野 毅 君）

起債等についての検討でございますが、文部科学省の補助金につきましては、先ほど次長が申し述べたように、30年っていう縛りがあるということ、起債については20年という縛りというか、長寿命化については20年の縛り。ただし、繰上償還をすることによって建替えができるという検討はさせていただいております。どちらがより、先ほどから須藤議員御指摘のとおり、一時的に雨漏りの修繕をして、そのあとは建替えをするというときに二重の選択ということになりますので、非常に財政負担が大きくなる場所も鑑みながら検討はしたところでございます。

以上です。

議 長（川副 剛 君）

しばらく休憩します。

（11時24分 休憩）

（11時38分 再開）

議 長（川副 剛 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

資料等に時間がかかりますので、ここで昼食休憩を取りたいと思います。13時から再開したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

しばらく休憩します。

（11時39分 休憩）

（13時00分 再開）

議 長（川副 剛 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

町長から一言ございますので許可いたします。

町長。

町 長（濱野 互 君）

1番議員さんの質問の際に、資料の提出及び答弁に時間を要しましたこと、大変申し訳ございませんでした。おわびを申し上げます。

議 長（川副 剛 君）

先ほどの須藤議員の質疑に対し、建設課からの追加の資料を提出していただきたいと思いますが、皆さん、よろしいでしょうか。

（「異議なし。」の声あり）

それでは、データの更新をいたしますので、しばらく休憩します。

（13時01分 休憩）

（13時02分 再開）

議 長（川副 剛 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。
執行の回答から再開したいと思います。
建設課長。

建設課長（山村 輝明 君）

すみません、御迷惑をおかけして大変申し訳ありませんでした。

すみません、今、資料のほうを御覧になっているかと思うんですけども、資料について説明させていただきます。

1 ページが、先ほど言いました町道中央海岸線舗装補修工事（3工区）ほか6件の一覧でございます。

2 ページですけれども、まず最初に、町道改良維持補修工事（交通安全施設整備）でございます。上のほうの小春露切橋線と左下のサンビレッジ線は防護柵の工事と、真ん中付近の野寄角山線、大宮原線、新牧崎線、芳ノ浦炭鉱線は、区画線の引直しを予定しております。今、ここに上げて、6路線を上げさせていただいておりますけれども、緊急等の入り具合によっては若干の変動があるかもしれません。

続きまして、3 ページです。町道改良維持補修工事、通学路整備（グリーンベルト）工事でございます。浄香谷線と正福寺線、芳ノ浦炭鉱線を予定しております。場所については、正福寺線が正福寺の入り口のところから浄香谷のほうに向かっていってのところと、その正福寺線と浄香谷線の三差路から千本団地のほうに向かっていく路線の赤で着色しているところにつきまして、グリーンベルトを考えております。

下の芳ノ浦炭鉱線ですけれども、西町の集会所から国道のほうに抜ける道がありますけれども、その三差路から国道までのところのグリーンベルトを予定しております。

それと、舗装補修工事ですけれども、ちょっと図面はありませんけれども、沖田線、サンビレッジ線ほかの舗装補修を予定しております。

次の側溝補修工事、これも図面はないんですけども、美渡世越線とか江里線とかの側溝が傷んでいるところの補修を予定しております。

次が資料がありますけれども、町道路肩伐採工事（半坂線・駄地線）ですけれども、駄地線ですけれども、吉井との町境付近、神田の奥のほうに、以前、し尿の中継槽がございましたけれども、その先のところから煌きの里のほうに上っていくところの町道の木が覆いかぶさっているところの伐採を予定しております。

次が、路肩伐採工事の半坂線ですけれども、口石の木場線から大山口のため池のほうにずっと上っていきまして、佐世保市の八の久保のほうに下りていく道が半坂線あるんですけども、その町境付近が木が覆いかぶさっておりますので、その分の伐採を予定しております。

それと、最後ですけれども、町道中央海岸線舗装補修工事（3工区）ですけれども、今現在、旧庁舎の前辺りまでが舗装の補修が終わっているんですけども、計画どおりするとなれば、この赤で着色している部分なんですけれども、中央海岸線につきましては、舗装の傷み具合が特に激しいところも一部ございますので、この辺につきましてはちょっと現場の状況を見て舗装補修を検討したい、工事箇所については検討したいと思っております。

以上です。すみませんでした。よろしく願いいたします。

議 長（川副 剛 君）

1 番。

1 番（須藤 敏規 君）

3問目ですから、内容によってまたお許しいただければと思うんですけど。

要するにこの補修関係については、地元の町内会長の方からの要望あったのを解消しているのか、それとも、やはり役場のほうで見て回られて、全体を見て緊急度が高いほうから予算計上なさっているのかというのを一つお尋ねしたいと思います。

そして、まして、町長の所信表明の中でおっしゃったんですけど、このあいだ新聞記事を読んだら、町内企業を優先に云々って書いてあったもんですから、そういう答弁だったのかな、ちょっと確認をさせていただきたいんですけども。とりあえず、町内業者は同類だから外して、当分の間は町外でやるような答弁を受けたように私は感触を受けとったもんですから、そこら辺はどのように答弁いただいたのかを一つ確認をさせていただきたいと思います。

それからもう一点が、御存じのように、地方自治法の改正で、財務規則で随意契約が200万円までとなりましたので、こういう工事関係とか設計業務委託が200万円以下で随意契約ができるようになったと思います。業務の煩雑さとか、省略、何ですかね、簡素化するために、随意契約についてどのようにお考えなのかをですね。多分、随意契約書が小泉さんも何でもかんでも随意契約でお米を買うとなされましたから、これは法的に財務規則で規定してあればできますので、随意契約でやられるのかどうか、正式に一般競争入札でやられるのか、そこら辺の確認をさせてください。

それからもう一点。元に戻らば、20ページに、公園管理費の中に、先ほど言われました千本公園のトイレをちゃんと整備していくっていうのをお話伺ったんですが、一番下の段に都市公園施設の長寿命化計画策定支援業務っていうのがあるんですけども、この計画は何年計画でなさるのか、どういうところを変えようと考えておられるのかというのをちょっとお尋ねします。4問ですかね。4点ぐらいですかね、お願いします。

議 長（川副 剛 君）

町長。

町 長（濱野 互 君）

まず、町内業者の、新聞記事のことでお尋ねであった、町内業者を優先するというので、所信表明で申し上げまして、町内業者を優先するとともに、町外の業者も入れるということでお話をしました。それは、逮捕されてから、4月からですかね、入札の指名について変更になっておりますので、それに準じてやるということです。それとプラス、最低制限価格を下げるというお話をさせていただきました。

2点目の随意契約については、これはもうそこではないとできない部分っていうのがあります。まず、総合行政システムというのがもう既っておりますので、総合行政システムについては、もうその業者じゃないとほかに頼めないというようなこともあります。随意契約をさせていただいておりますし、緊急を要する工事については、工事とか、業務委託とか、そういうものについては随意契約をさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

議 長（川副 剛 君）

建設課長。

建設課長（山村 輝明 君）

先ほどの2問目の住民要望とかをどう考えてこの工事をしていっているのかという御質問なんですけども、住民要望とか町内会長さんからの要望、そして、また、職員等が日常の業務

の中で町内を車等で移動しますけども、そのときとかに発見されたり、そういうようなものを、全体を把握した中で優先度を決めて予算計上させていただいているところがございます。

それと、都市公園施設長寿命化計画の更新の支援分なんですけども、計画期間は10年間となっております。その10年計画の中で、町内に11公園ありますけども、その11公園の中の公園の長寿命化をする計画の更新と今回はなっております。

以上です。

議 長（川副 剛 君）

4問、大丈夫ですよ。許可しますよ。4問目ですけど、許可します。

1番。

1 番（須藤 敏規 君）

ありがとうございます。住宅マスタープランをおつくりになったときに、公園についてのアンケートを取ってあるんですけど、満足度はいかがですかって言ったら、そうしたら10%以下です。重要度をどう考えますかっていうところを読んだら、20%以下なんですよ。ですから、有効利用されているのかどうかってちょっと心配になってくるものですからですね。それなりにほかの公園もたくさん、福祉課の管轄とかいろいろたくさんあるものですから、そこら辺について、全体として、公園はどうあったほうがいいのかっていうのを町長さんにちょっとお尋ねしておきたいなと思います。整理をするあれがあるのかどうか。都市公園だけが建設課で、ほかの公園は誰もちゃんと管理なさっていないように見えるものですから、どうお考えかなと思ひまして。お願いします。

議 長（川副 剛 君）

町長。

町 長（濱野 互 君）

議員がおっしゃるとおり、管理ができていない部分も結構あります。その分についてはいろいろ制約が、都市公園であつたりとか、児童遊園であつたりとか、制約があるものが結構ございまして、統廃合に至るところまではまだいっていないところがございます。地元の要望に応じて公園つくった経緯もございまして、今後は、議員がおっしゃるとおり、見直しも含めて検討していかなければいけないというふうを考えております。（須藤議員「ありがとうございました。」）

議 長（川副 剛 君）

ほかございませんか。

4問目ですけど、許可します。

8番。

8 番（永田 勝美 君）

すみません、先ほどの質疑の中で1つ漏れておりました。予算書の18ページに、農業費の中に県営ため池整備事業計画更新支援業務委託料、あるいは、ため池改良維持補修工事というのがありまして、これについて確認なんですけれども、従来、危険ため池については町内に約30か所あると、要改修の必要なため池が30か所あるということで報告をいただいております、そのうち今計画ができてるのは3か所だというふうに聞いておりました。今回の工事についてはその3か所の分なのか、それとも新しいものなのかということについて一つ伺いたいとい

うことと、それから、いわゆる全体的なため池の補修改善等について、全体の進捗状況を概要で結構ですのでお答えいただきたいと。中には、報告の中で、いわゆる堤体の修繕が必要な部分っていうのがあるというお話があったかに思うんですけども、それは何か所で、どういったところを予定されておるのか、その辺りも御説明いただきたいと思います。

議長（川副 剛 君）

農林水産課長。

農林水産課長（金子 剛 君）

今、議員御指摘の県営ため池の更新支援委託料でございますけれども、この分については、県営事業で2ため池の整備を行う前の単価の更新というような形、それと、14節の工事請負費で、ため池の改良維持補修工事でございますけれども、この件については一応調査は終わっているんですが、経過観察ということなんです、その後のため池の漏水が発覚しまして、今回、工事をするように予定をしております。

今の進捗状況でございますけれども、まず、長崎県が、佐々町内のため池で防災重点農業用ため池と指定したため池については38か所ございます。そのうち、今おっしゃいました3ため池が、県が実施した調査によりまして防災工事が必要と判断され、令和5年度までに工事が完了しているという状況でございます。あとの残りの35ため池につきましては、令和2年度から実施しましたが、劣化状況評価により、ため池の整備が必要であると判断されたため池が8ため池となっております。8ため池のうち、6ため池が県営事業、それと、2ため池が団体営の事業で整備を行う必要があります。

県営事業で整備を行う4ため池につきましては、令和8年度から2ため池を行うように進めており、残りのため池のうち、1ため池については令和11年度から整備工事を行うよう県と調整を行っている状況です。また、最後の1つのため池については、原材料支給を行うことでため池の整備が完了したという状況でございます。

団体営で整備予定の2ため池とため池の受益者がいないため池や、ため池が不要であると判断されたため池は、ため池の堤体を取り崩し、水路を敷設して常時水を流すことで、ため池の貯水機能をなくす工事を予定をいたしております。ため池廃止工事の対象ため池は、上里ため池を含め、9ため池でございます。

それと、現在、廃止工事の予定については計画を策定しておりますので、ため池特措法が令和12年度までの時限立法であるため、早急に整備計画、それから廃止計画の作成を考えております。

以上でございます。

議長（川副 剛 君）

8番。（永田議員「休憩をお願いします。」）

しばらく休憩します。

（13時21分 休憩）

（13時22分 再開）

議長（川副 剛 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

農林水産課長。

農林水産課長（金子 剛 君）

ため池の堤体の補修工事につきましては、木場の五島田第一ため池を予定いたしております。
以上でございます。

議 長（川副 剛 君）

5問目ですが許可します。

8番。

8 番（永田 勝美 君）

最後のところと言われましたけれども、特措法事業の年限が決まっておるんですけども、今のテンポでいくと、とても間に合わないという状況が予測されます。様々に農業従事者の減少や、あるいは耕作地の減少等、変更等もあって、ため池の事情っていうのは相当変わってきているというふうには思うんですが、一方で、防災上の懸念のあるため池もまだまだたくさん残されているという状況でございますので、ぜひ早急な計画を進めていただきたいということと、それから、これは後ほどで結構なんですけど、ぜひ、そういった問題についても改めて現状の分かる資料をいただきたいと思いますので、申し上げておきたいと思います。

以上です。

議 長（川副 剛 君）

農林水産課長。

農林水産課長（金子 剛 君）

今、ため池の特措法が令和12年度までというふうになっておりますけども、一旦、令和8年度に一応この特措法については再検討を一応される予定となっております。

以上でございます。

議 長（川副 剛 君）

ほか、質疑あられる方。

（「なし。」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第40号 令和7年度佐々町一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第3 議案第42号 令和7年度佐々町公共下水道事業会計補正予算（第1号） —

議長（川副 剛 君）

日程第3、議案第42号 令和7年度佐々町公共下水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町長（濱野 互 君）

（議案第42号 朗読）

水道課長をもって説明させます。

議長（川副 剛 君）

水道課長。

水道課長（安達 伸男 君）

それでは、次の歳出のほうから説明をさせていただきます。

4ページを御覧ください。

1款1項3目雨水ポンプ場費でございます。こちら、大新田第2排水ポンプ場のポンプに故障が発生をしております、ポンプの修繕に係る委託料と修繕費を計上させていただいております。委託料が476万3,000円、修繕費が1,903万円、合計しまして2,379万3,000円の歳出の補正をさせていただいております。

1ページ戻っていただきまして、3ページを御覧ください。

こちら、収入のほうになります。

まず、企業会計では消費税の申告をいたしますので、今、歳出のほうで御説明しました、委託料と修繕費の消費税分というのが申告をした結果で還付となります。ですので、まず、営業外収益の消費税、地方消費税還付金というところで216万3,000円の還付金を計上しております。残る歳出に対して、消費税を除く財源につきましては、雨水事業に関しましては、全額、一般会計の負担ということになりますので、差し引いた2,163万円を一般会計からの補助金として雨水処理負担金に計上させていただいております。

こちら、収益的収入・支出の部分になりますので、維持管理、修繕等に要する経費ということで、全て基準内の補助金と繰入金というふうな形になっております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（川副 剛 君）

これから質疑を行います。

質疑のあられる方。

8番。

8 番（永田 勝美 君）

予算については、補正については理解するところですが、伺いたいのは、今回のいわゆる故障の要因についてなんですけれども、私、委員会での説明の資料を読ませていただきまして、いわゆるメーター機器周辺の漏電っていうのが、漏電っていうかな、漏電によるショー

ト事故というふうに出ておりましたが、それは違うんですかね。要するに聞きたいのは、経年劣化によるものか、それとも何かアクシデントがあつてのものなのかということを確認したいんです。

議 長（川副 剛 君）

建設課長。

建設課長（山村 輝明 君）

すみません、大変失礼なんですけれども、今、永田議員がおっしゃっているのは、このポンプに関わる修繕の原因じゃなくて、もう一つ、農林水産課のほうから、大新田排水機場と大新田第2排水ポンプ場と2か所あるんですけれども、大新田排水機場の故障の原因が、今、永田議員がおっしゃった理由になるかと思えます。

議 長（川副 剛 君）

8番。

8 番（永田 勝美 君）

それは分かりました。それは私の勘違いだと思うんですが、要するに聞きたいのは、先ほど言ったように、この今回の故障の要因というのは何だったんですかと。経年劣化によるものなのか、それとも何らかのアクシデントがあつてのことなのかということを確認したいということです。

議 長（川副 剛 君）

建設課長。

建設課長（山村 輝明 君）

今回の故障の原因は、メーカーと現地を立会いして確認をしたんですけども、現段階なんですけども、減速機のクラッチが滑ったことによる故障が原因でポンプが動かなくなっているというのが原因だと今のところは判断しております。しかしながら、今後、今は据わったままですけれども、この予算が通りましたら、減速機を工場に持って帰って分解をして修繕するような格好になりますので、分解すれば、また新たな原因が分かってくるのかと思えますけれども、現在のところは、減速機のクラッチの滑りが原因ではなかろうかなっていうことで判断しております。

以上です。

議 長（川副 剛 君）

8番。

8 番（永田 勝美 君）

申し上げたいことは、要するに、定期点検もやっているわけですから、経年劣化によるものであれば、当然、そういったものについては事前の対応というのが必要なんではないだろうか。排水ポンプそのものは、防災上、極めて重要な施設でありますから、そういった点では、今回の原因究明もやはりきちんとやるということとあわせて、今後の管理の在り方ですね、いわゆるリスクが高まる、災害リスクを高めたという認識に立つべきだと、今回のいわゆる故障は。そういう点では幸い、今までのところ、それに起因する災害の拡大とかつていうのはあつ

ていませんけども、いずれにしても、万全のやっぱり管理体制っていうのを敷いていくように改善、努力っていうのを求めておきたいというふうに思います。

以上です。

議 長（川副 剛 君）

町長。

町 長（濱野 互 君）

大変申し訳ございません。今、8番議員がおっしゃったとおり、定期点検をやっているときに判明したという状況でございます。大雨が降る前に定期点検を行っておりますけれども、その時点でクラッチが滑っているというような状況でございました。よろしく申し上げます。

議 長（川副 剛 君）

8番、よろしいですか。

ほかございませんか。

（「なし。」の声あり）

ほか、これで質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

これから採決を行います。議案第42号 令和7年度佐々町公共下水道事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

このあと、人事案件に入りますが、議案データの更新をしますので、しばらく休憩します。

（13時35分 休憩）

（13時37分 再開）

— 日程第4 議案第43号 固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件 —

議 長（川副 剛 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4、議案第43号 固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（濱野 互 君）

（議案第43号 朗読）

よろしくお願ひします。

議 長（川副 剛 君）

お諮りします。質疑、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。

議案第43号 固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件は、同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決定しました。

— 日程第5 議案第44号 佐々町副町長の選任について同意を求める件 —

議 長（川副 剛 君）

日程第5、議案第44号 佐々町副町長の選任について同意を求める件を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（濱野 互 君）

（議案第44号 朗読）

よろしくお願ひを申し上げます。

議 長（川副 剛 君）

お諮りします。質疑、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第44号 佐々町副町長の選任について同意を求める件は、同意することに賛成の方は起立お願ひします。

（賛成者起立）

起立多数です。したがって、本案は同意することに決定しました。

ただいま同意されました濱田能久さんが来られていますので、御挨拶をいただきたいと思
います。

しばらく休憩します。

（13時41分 休憩）

（13時41分 再開）

議 長（川副 剛 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

副町長。

副 町 長（濱田 能久 君）

皆様、こんにちは。まず、さきの6月15日の選挙におきまして、皆様方、御当選されたこと
に対しまして、心よりお祝い申し上げます。どうもおめでとうございます。

それでは、一言、私の副町長ということで御挨拶をさせていただければと思っております。

まず、身内ということで、町長の身内ということで、皆様方には何度も御審議をいただきま
したことに對して、誠に申し訳ないと思っております。どうもすみませんでした。

私自身は、役場のほうに約40年間勤めてまいりました。その間、建設課長、水道課長、それ
から産業経済課長、農業委員会の事務局長、そして事業理事ということで約40年、それからパ
ートで9年間ほどお世話になって、約49年ぐらいは役場のほうにお世話になったのではないかと
思っております。

まず、これを引き受けるに際しまして、私の役目といたしましては、町長が地に足をつけて、
一段一段と階段を上っていけるようにサポートしていきたいと思っております。それから、
もしその階段を踏み外したりするような場合がありましたら、これはまた支えていかなければ
ならないと思っております。それとまた、反復しましては、町長を支えるだけじゃなくて、町
長の監視役としても十分機能を果たしていけるように頑張っていきたいと思っております。

それから、皆様、御承知のとおり、この行政を進めていくに当たりましては、町職員の皆様
の協力がなくてはどうしてもやっていけません。それで、私のこれからする仕事といたしまし
ては、職員が安心して働けるような職場づくり、それから、笑顔を多く出せるようなことをし
ていきたいと思っております。例えば、来庁される町民の皆様に対して笑顔でお迎えして帰す
ってというのが一つの町政としての役割ではないかと私自身は思っております。

それに、町政、心の病をする方が結構いらっしやいまして、行政は肉体的にはそうないんで
すけど、精神的に結構やられる人なんかいらっしやいますので、その辺を十分加味しながら
やっていきたいと思っております。

それから、もう一つは、町長が言いますように町民ファースト、それから、町政刷新という
ことで、せっかく佐々町自体が地の利に恵まれた土地でありますので、少しでも上に浮上でき
ますように力いっぱい仕事をしていければと思っております。

それから、今後、ますます大変なことになると思っております。私自身、副町長が安楽な仕
事じゃないと心に思っております。大変な仕事だと自分自身も思っておりますので、皆様、ど
うか今後とも議員皆様、そして町民の皆様、そして役場の職員の皆様、どうぞ御協力をお願い
いたします。

簡単ではございますが、挨拶に代えさせていただきます。どうもありがとうございました。

議 長（川副 剛 君）

しばらく休憩します。

（13時44分 休憩）

（14時29分 再開）

— 日程第6 閉会中の委員会継続調査 —

議長（川副 剛 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6、閉会中の委員会継続調査に入ります。

閉会中の委員会継続調査について、会議規則第75条の規定により、各委員長からお手元にデータを配付しています案件について調査の申出があります。

お諮りします。委員長の申出のとおり、閉会中の委員会継続調査を行うことに御異議ございませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、委員長の申出のとおり、閉会中の委員会継続調査を行うことに決定しました。

— 閉会 —

議長（川副 剛 君）

以上で、令和7年7月本定例会に付された案件は全て終了しました。

閉会にあたり、町長から御挨拶をお受けいたします。

町長（濱野 互 君）

本日までの3日間、大変お疲れ様でございました。

初めての町議会定例会に臨みまして、議案の撤回や休憩を多く取るなどまごつきましたが、それぞれの案件につきまして御承認、可決並びに人事案件に御同意をいただき、全議案お認めいただき、誠にありがとうございました。

今回の定例会について反省し、次回に生かしてまいりますので、今後とも、町政の推進のため、御理解と御協力をお願いいたします。

これからまだまだ暑くなりそうですので、お体には十分気をつけられ活躍をされますよう御祈念申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。

議長（川副 剛 君）

ありがとうございました。

閉会にあたりまして、私からも一言お礼を申し上げます。

7月29日から31日まで3日間にわたりまして開催されました7月定例会は、条例、補正予算、人事案件などが上程され、全て可決、承認、同意されました。また、5名の議員からの様々な視点からの一般質問があり、町政をただすなど、活発な議論が行われ、意義のある議会となり、誠にありがとうございました。感謝申し上げます。

前回の3月の定例会が終わってすぐ、前町長が逮捕されました。執行部、議会は対応に追われ、大変な数か月でした。そのあいだ、選挙があったわけですが、回った先々で住民の皆様から「談合を知っていたんじゃないか」と、「ぐるであったんじゃないか」と、いろいろ町民の方からも言われました。この場を借りて、私を含めた同僚議員、退職された先輩議員の名誉のため

に言いますが、そのような事実は一切ない、これだけははっきり申し上げておきます。

前町長も政治家として、自治体のトップとして、やってはいけないことをしました。しかし、16年、町政に尽力してこられた前町長の功績は消えることはないと思っております。少子高齢化の中、佐々町の人口は減らず、子どもの人数も増え続けております。住みやすい佐々町をつくってくれたのは、間違いなく前町長と職員の皆さんのおかげであります。

なぜこのような話をするかと申しますと、先人たちの功績を改めて認識し、敬意を持つことが佐々町をよりよいまちづくりをするための第一歩だと思っているからであります。

町政は、濱野町長にバトンが渡されたわけではありますが、濱野町長に望むものは、部下には時には厳しく指導することもあるでしょうが、その分、愛情を持って接していただきたい。前に比べて大分丸くなったと聞いております。濱野町長は、正義感と責任感、そして、郷土愛が誰よりも強い方だと断言できます。確かな行政経験もあります。必ずや濱田副町長と職員と一丸になり、今よりよい佐々町にしてくれると確信しております。

結びになりますが、佐々町議会の皆様、町執行部の皆様、まだまだ猛暑は続きますが、体調に留意され、それぞれの立場でお励みいただきたいと思っております。

これをもちまして、閉会の挨拶とさせていただきます。皆さん、大変お疲れ様でした。

以上で、令和7年7月第2回定例会を閉会いたします。

（14時33分 閉会）